

高山市伝統的大工技術等継承事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域の伝統的な技法により行う建造物等の新築等に係る費用について、予算の範囲内で補助金を交付することにより、地域の伝統的な技法の活用を促進し、伝統的な技法の継承と地場産業の振興、美しい景観と潤いのあるまちづくりを推進することを目的とし、その交付に関しては、高山市補助金交付規則（昭和34年高山市規則第5号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 伝統的な技法 原材料、意匠又は技術の主要な部分が受け継がれ、地域の需要又は環境に適した建造物等の特性をよく表していると認められるものをいう。
- (2) 修景等 建造物等を周囲の景観に調和するように配慮して新築し、若しくは増改築し、又は修理、復原の工事を行うことをいう。

(補助対象となる者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業の対象となる補助対象物件の所有者又は管理等の権利を有する者で、市税の滞納がない者とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、伝統的な技法により行う市内の建造物等の修景等又は内装工事等であって、次の要件を全て満たすものとする。ただし、国、地方公共団体その他の公の機関が行う事業を除く。

- (1) 修景等は、公衆用道路若しくは河川等の公共空間に面した部分又は公衆用道路若しくは河川等の公共空間から眺望できる部分を行うものであること。
- (2) 内装工事等は、店舗等の不特定多数の利用に供する施設で、不特定多数の者が施設内等から容易に視認できる部分を行うものであること。
- (3) 建造物等の外観や内装を維持するために必要な構造の部分又は一体をなすものと認められる外構部分の工事を行うものであること。
- (4) 高山市景観計画に規定する良好な景観の形成に資するものであること。
- (5) 施工業者が、市内に主たる事務所を有する業者で、市が指定する講習を修了したもの又は同等の知識を習得していると認めるものであること。

(補助金の額等)

第5条 前条の事業に係る補助金の額は、補助対象事業に係る経費（前条の工事に伴う相談、基本設計及び実施設計並びに施工管理を含む。）の3分の1以内の額とし、限度額は1件につき50万円とする。ただし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(実施計画書及び実施承諾書)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、高山市伝統的大工技術等継承事業補助金実施計画書(別記様式第1号)を市長に提出し、あらかじめ当該事業の実施承諾を得なければならない。

2 市長は、前項の計画書がこの要綱に適合していると認めた場合は、高山市伝統的大工技術等継承事業補助金実施承諾書(別記様式第2号)を速やかに交付するものとする。

(実施計画の変更)

第7条 前条第1項の規定により承諾を得た者(以下「補助対象者」という。)が、当該事業の内容を変更しようとするときは、事業計画変更届(別記様式第3号)を市長に提出し、その承諾を得なければならない。

2 市長は、前項の変更届を受理した場合は、事業計画変更届受理通知書(別記様式第4号)により、補助対象者に通知するものとする。

(実施計画の中止)

第8条 補助対象者が、当該事業を中止するときは、事業中止届(別記様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の中止届を受理した場合は、事業中止届受理通知書(別記様式第6号)により、補助対象者に通知するものとする。

(完了報告及び補助金交付申請)

第9条 補助対象者は、当該事業が完了したときは、高山市伝統的大工技術等継承事業完了報告書(別記様式第7号)及び高山市伝統的大工技術等継承事業補助金交付申請書(別記様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の報告書及び申請書を受理したときは、速やかに書類及び現地を検査するものとする。

(交付決定通知)

第10条 市長は、前条第2項の規定による検査の結果、補助金の交付を適当と認めたときは、高山市伝統的大工技術等継承事業補助金交付決定通知書(別記様式第9号)により補助対象者に通知するものとする。

2 補助対象者は、前項の通知を受けたときは、補助金交付請求書(別記様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第11条 市長は、補助金の交付決定又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全額若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱又はこの要綱に基づく指示に違反したとき。

- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の行為があったとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。